

令和4年3月16日発生 of 福島県沖を震源とする地震における支援制度一覧

令和4年4月1日時点

市では、地震で被害に遭われた方に対し、以下の支援制度を設けています。

項目	支援制度	内容	り災証明	り災証明の基準						危険性確認
				一部損壊 10%未満	準半壊 10%以上 20%未満	半壊 20%以上 30%未満	中規模半壊 30%以上 40%未満	大規模半壊 40%以上 50%未満	全壊 50%以上	
住宅等の修繕・補修	一部損壊住宅等修理支援事業 (建築住宅課 24-5255)	住宅や、納屋・物置・塀などの建築物等に被害が生じた世帯に対し、支援するもの。 ① 補助金額 下限2万5千円、上限20万円 ② 補助対象 住宅、住宅及び建築物等	必要	○						
	住宅の応急修理制度 (建築住宅課 24-5255)	災害救助法に基づき、被災した住宅の日常生活に必要な不可欠な部分の応急修理について、市が事業者に修理費用を支払うもの。 ①半壊以上 修理限度額59万5千円 ②準半壊 修理限度額30万円	必要		○	○	○	○	○	
	屋根耐風改修事業補助金 (建築住宅課 24-5255)	瓦屋根を全面改修する場合の費用の一部を補助するもの。改修費用の23%(上限55万2千円) 加算金1千円/㎡×屋根面積㎡(上限10万円)	必要	○	○	○	○	○	○	
	ブロック塀等安全対策促進事業 (建築住宅課 24-5255)	公衆道路などに面する倒壊の恐れのあるブロック塀の撤去改築などにかかる費用の一部を補助するもの。 解体、改築費用の1/2(上限15万円)	不要	り災に係らず、危険性があり、要件を満たせば対象となります。担当課(建築住宅課)までご相談ください。						○
仮住居の提供	市営住宅特例入居事業 (建築住宅課 24-5253)	自宅が被災した市民に対して、空き部屋となっている災害公営住宅を含む市営住宅を提供する。	必要			○	○	○	○	
ごみの処分など	家庭からの災害ごみの搬入 (生活環境課 24-5231)	災害により発生した、家庭からの災害ごみ搬入許可の申請受付を行っています。 申請受付時に、搬入方法や仮置場の案内をします。	不要	災害ゴミの受け入れが可能です。担当課(生活環境課、各区市民総合サービス課)まで申請してください。						
	被災家屋等の解体撤去 (生活環境課 24-5231)	災害により被害を受けた、住家及び二次災害の恐れがある石塀・ブロック塀等で、生活環境の保全上、支障のあるものについて、市がその所有者に代わって解体撤去等を行います。 すでに自費により解体撤去等を行っている場合は、基準額の範囲内で費用の払戻しを行います。	必要	今後、国から対象や基準について通知される予定です。詳しい内容については、決定次第お知らせします。						○
見舞金の支給	災害見舞金 (社会福祉課 24-5321)	災害を受けた住家に現に居住する者に見舞金を支給するもの。 ①全壊世帯 1世帯10万円+被災者1人につき2万円 ②半壊世帯 1世帯5万円+被災者1人につき1万円	必要			○	○	○	○	
生活資金貸付	災害援護資金貸付金 (社会福祉課 24-5321)	被災した世帯主に対し、生活の立て直しのため災害援護資金の貸付を行うもの。 ①貸付金額150万円～350万円(被害の種類、程度、所得要件による) ②償還期間10年 ③利率 保証人あり 無利子 保証人なし 1.5%	必要			○	○	○	○	
土砂・がれきの撤去	土砂災害復旧工事支援助成金 (都市計画課 24-5251)	地震により土砂が流入又は流出し、住宅等に被害を受けた所有者が、その土砂等の除去又は埋め戻しを行う場合に、その費用の1/2を助成する。 ①助成対象 :20万円以上の費用 ②助成上限額:50万円	必要	○	○	○	○	○	○	